

令和4年度「食のみやこ鳥取県」バージョンアップ事業費補助金 対象事業候補募集要領（4次募集）

鳥取県市場開拓局食のみやこ推進課

1 目的

本補助金は、副業兼業プロジェクトの枠組み等による県内外の専門人材を活用して、鳥取県の食材や食文化、料理等の普及活動、地域資源を活用した名物料理づくりや特産品の開発、ブランド化推進等「食のみやこ鳥取県」のバージョンアップを支援することで、国内外から県内への誘客促進に資することを目的に、「食のみやこ鳥取県」バージョンアップ事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付対象となる事業候補を次のとおり募集します。＜令和4年度4次募集＞

2 募集事業の概要

令和5年9月30日までに完了する事業を対象に募集をします。（交付対象となる経費は、県が交付決定した日から令和5年9月30日の事業完了までに要した経費です。）

区分	募集期間	予算額
3次募集	令和5年2月20日（月）～令和5年2月28日（火）	9百万円

※採択事業の採択額が予算額を超える場合、審査結果を元に順位付けし、採択額を予算額以内に配分・順位によって不採択とすることがあります。

1 事業の内容	副業兼業プロジェクトの枠組み等による県内外の専門人材を活用して、国内外から県内への誘客促進を目的とした、鳥取県の食材や食文化、料理等の普及活動、地域資源を活用した名物料理づくりや特産品の開発、ブランド化推進等「食のみやこ鳥取県」をバージョンアップする取組
2 交付要件	<p>(1) 本補助金の対象事業は単年度事業とする。</p> <p>(2) 対象事業は次のアからエまでに掲げる要件を全て満たす活動とする。</p> <p>ア 国または県の他の補助金等の助成を受けていないこと</p> <p>イ 自治体からの委託事業でないこと</p> <p>ウ 従前からの継続事業の場合は、本交付金を活用することで新たに発展性の高い取組がなされるものと認められること</p> <p>エ 事業実施により地域的な波及・誘客効果が期待されるものであること（グループのみ）</p> <p>オ 事業実施により個店の誘客効果が期待されるものであること（個店のみ）</p> <p>カ 副業兼業プロジェクトの枠組み等による県内外の専門人材を活用すること</p>
3 補助対象者	<p>＜グループ＞副業兼業プロジェクトの枠組み等による県内外の専門人材を活用して、国内外から県内への誘客促進を目的とした、鳥取県の食材や食文化、料理等の普及活動、地域資源を活用した名物料理づくりや特産品の開発、ブランド化推進等「食のみやこ鳥取県」をバージョンアップに取り組む県内の民間団体、グループ等</p> <p>＜個店＞副業兼業プロジェクトの枠組み等による県内外の専門人材を活用して、国内外から県内への誘客促進を目的とした、鳥取県の食材や食文化、料理等の普及活動、地域資源を活用した名物料理づくりや特産品の開発、ブランド化推進等「食のみやこ鳥取県」をバージョンアップに取り組む飲食店事業者</p> <p>※グループ・個店共に市町村、食のみやこ鳥取ブランド団体支援交付金・鳥取県林業団体等支援交付金の対象団体は交付対象外。本交付金の主となる申請者は、鳥取県内に事業所等を有する者とする。また県外事業者等は構成員の1/2未満とし、主となる事業者は県内に事業所等を有するものとする。</p>
4 補助対象経費	<p>専門人材への謝金（1プロデュースあたり20万円以内、上限60万円）、旅費、新たな店づくりに係る経費（プロデュースに基づく備品購入費（ただし、50万円未満のもの）等）、事業実施に必要な調査費、食材等の購入費、イベント開催に係る経費、情報発信経費等</p> <p>※事業実施主体の運営に係る経常的な経費、人件費、食糧費（事業実施に必要不可欠なものは除く）、県が主催するイベントへの出展に係る経費、及び国の補助金または県の他の補助金等の対象経費としている経費は対象としない。</p> <p>※「本事業の完了の日」は原則「交付対象経費の額が確定した日」とする。</p> <p>※食、誘客との関連性が低い経費については、対象としない場合がある。</p> <p>※備品購入費は補助対象経費全体の1/2以下とする。</p> <p>※補助額は、補助金要綱で定める補助限度額を限度として、補助対象経費から事業内収入額を控除した額に補助率を乗じて得た額とします。</p>
5 補助率	3/4以内
6 補助金上限額	上限額 3百万円（1事業者・グループ当たり）

3 募集について（4次募集）

(1) 募集期間：令和5年2月20日（月）～ 令和5年2月28日（火）必着

(2) 応募書類及び書類提出部数：

応募書類	提出部数
・「食のみやこ鳥取県」バージョンアップ事業費補助金交付要綱様式第1号、2号、別紙1～4	各1部

(3) 応募方法：郵送、持参、電子メール

4 応募に当たっての留意事項

(1) 応募書類を作成していただき、申請前に食のみやこ推進課に相談して下さい。

(2) 応募は1者につき1事業とします。

(3) 採択された事業については、知事が別に定める「食のみやこ鳥取県」バージョンアップ事業費補助金交付要綱に基づく本補助金の交付申請手続きを経て交付を決定します。

(4) 原則として、交付決定日以降の経費を対象とします。

(5) 補助額は、補助金要綱で定める補助限度額を限度として、補助対象経費から事業内収入額を控除した額に補助率を乗じて得た額とします。

※事業内収入の例：補助金を活用して行ったイベントの入場料、試作販売を行った売上 等

(6) 応募に要する経費（審査会の参加等）は応募者の負担とします。また、応募書類は原則として返却しません。

5 採択事業の決定方法、留意点

(1) 事前審査（書類審査）

事業趣旨に適合しているか、応募書類による事前審査を行います。その際、事業計画書だけでは判断が難しい場合、必要に応じて事業内容等の問い合わせ等を行う場合があります。

(2) 本審査（プレゼンテーション）

事前審査通過者は、「食のみやこ鳥取県」バージョンアップ事業費補助金審査会において、プレゼンテーションをしていただき、審査員が事業内容についての審査等を行います。本審査への参加を事業採択の前提とします。

ア 日程・場所：令和5年3月中旬予定（日時、場所及び開催方法等については事前審査後に通知します。）

イ 審査内容：次の事項を総合的に判断して審査し、採択事業を決定します。

評価項目	内容
○実施の確実性 計画の妥当性	事業内容に応じ、実施する能力（体制、組織、協力等）が認められるか。 収支計画が妥当か。予算やスケジュールを含む事業計画について実現可能か。
○活用する専門人材の効果、 有効性	活用する専門人材が実施する事業に対する専門性や活用することでどのような効果が見込めるのか。
○食のみやこ鳥取県のバージョンアップについて	事業実施により食のみやこ鳥取県のバージョンアップにつながるか。
○情報発信力	情報発信力が認められるか。
○県内への誘客効果	事業実施により県内への誘客効果が認められるか。

(3) 審査結果は、応募者に通知します。

6 申込・問合せ先

鳥取県商工労働部兼農林水産部市場開拓局食のみやこ推進課 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地 電話 0857-26-7836 ファクシミリ 0857-21-0609 電子メール syokunomiyako@pref.tottori.lg.jp
